

# 段級位審査規程

## 第1章 推 薦

第1条 本部協会は、海外などの公式戦にて抜群の成績を上げた者に対しては、審査委員会の推薦により、特別の表彰を行い、或いは、段級位を特進させることができる

第2条 本部協会は、クレー射撃界の振興発展に特に功績のあった者に対し、審査委員会の推薦に基づき、理事会の議決により、最高師範の称号を授与することができる。

第3条 本部協会は、クレー射撃界の振興に尽力し、或いは、過去に於いてクレー射撃の技術が特に優秀であった会員に対して、審査委員会の推薦に基づき、師範、または師範代の称号を授与できるものとする。

第4条 前3条の規定による推薦、または選考の基準範囲並びに登録料は第14条の通りとする。

## 第2章 段級位審査会

第5条 段級位審査会は、次の2種に分ける。

本部段級位審査会（本部協会にて行う）

地方段級位審査会（地方加盟団体ごとに行う）

第6条 本部段級位審査会は、各種本部公式大会と全日本選手権大会、国体クレー射撃競技大会、国体クレー射撃競技リハーサル大会、派遣選手選考会で行うものとする。

## 第7条 受験申し込み手続き

- (1) 本部公式大会、全日本選手権大会、派遣選手選考会における段級位審査の受験希望者は、それぞれの大会の受付終了時間までに、受験料を添えて本部段級位審査委員会に申し込まなければならない。
- (2) 国体クレー射撃競技大会、国体クレー射撃競技リハーサル大会における

段級位審査の受験申し込みについては、各県の監督が自県選手の受験希望を取りまとめ、監督会議時に配布された受験申込書に必要事項を書き込み、受験料を添えて大会本部へ射撃開始前までに申し込まなければならぬ。

- (3) 地方加盟団体又は加盟部会にて行う三段までの審査を受験する者は、主催する地方加盟団体又は加盟部会の事務局に、受験料を添えて射撃開始前までに申し込まなければならぬ。
- (4) 納入した受験料は、合格、不合格にかかわらず返却しない。

第8条 段級位審査会において合格した者を、段級位名簿に登録するとともに、段級位証と記章を授与する。

2. 本部段級位審査会は、五段以上の授与式を、本部主催の競技会の席上にて行うことができる。

第9条 審査委員会は、第2条及び第3条による称号授与者を段級位名簿に登録するとともに、称号証書と記章を授与する。

第10条 段級位審査会において合格した者は、60日以内に登録料を添えて本部事務局へに定の手続き（カラー写真（5cm角）1枚と選手・役員等の経歴書の提出）をしなければならない。

第11条 取得した段級位は終身とする。

2. 取得した段級位は、全種目に適用される。

### 第3章 罰 則

第12条 審査委員会委員、称号者、または有段者が、段級位審査に關係して不正行為をなし、あるいはその地位、名誉を毀損する行為をしたときは、審査委員会は、理事会の決議により、その地位、称号、あるいは段級位の返上を命じ、またはこれを剥奪することができる。

第13条 地方加盟団体及び加盟部会より、審査委員会に対し、地位、称号、または段級位の返上、あるいは剥奪の申請があった場合も、審査委員会は、前条に準じて処理するものとする。

## 第4章 段級位の内訳と登録料・受験料

第14条 称号及び段級位の認定については、別紙の通り定める。

第15条 受験料は本部審査会￥3,000、地方審査会￥2,000とする。

## 第16条 地方段級位審査会

- (1) 地方段級位審査会は、各都道府県会長が本部公認審判員の資格を有する者のうちから、5名までを審判員として推薦し、審査委員会の承認を得て行わなければならない。
- (2) 地方段級位審査会は、地方段級位審査会受験料の30%を本部へ納入しなければならない。
- (3) 地方審査会においても、射撃場は、本協会の公認指定射撃場を使用するものとし、装弾、クレーもすべて本協会が公認したものに限るものとする。

## 第5章 本規程の改廃

第17条 本規程の改廃は、本部審査委員会にて審議し、理事会の承認を経るものとする。

## 付 則

1. 本規定は、昭和57年4月1日より改正施行する。
2. 本規定は、昭和63年3月24日より改正施行する。
3. 本規定は、平成元年5月24日より改正施行する。
4. 本規定は、平成3年11月28日より改正施行する。
5. 本規定は、平成4年8月15日より改正施行する。
6. 本規定は、令和5年3月6日より改正施行する。

(\*2023年3月6日 2022年度第8回理事会承認)

## クレー射撃段級位

称号段位	推薦・選考の基準と範囲		登録料	摘要
最高師範	本部正副会長、顧問を3期（6年以上）勤め、クレー射撃界に特に功績のあった者。		なし	理事会の承認を必要とする。
師範	本部の理事・監事、または加盟地方協会会長・加盟部会長、もしくは正会員を3期（6年）以上勤め、審査委員会が推薦した者。		¥100,000	
師範代	1. 加盟地方協会及び加盟部会の副会長、または副会長に準ずる者としてその職務を3期（6年）以上勤め、審査委員会が推薦した者。 2. 過去の高段位保持者。 3. 本部に特に貢献のあった者。 4. 地方協会会長及びブロック選出理事から推薦のあった者。		¥100,000	
名人位	1. クレー射撃界に特に功績があり、過去においてまたは現在において、十段の実力を有すると認められる者。 2. 審査委員会が推薦し、理事会がこれを適当と認めた者。 3. 摘要の条件を満たす者。		¥100,000	1. 過去において抜群の成績を上げた者で、しかも本部公式大会等で100点満点を複数回記録したことがある。 2. オリンピックのメダリスト 3. 世界選手権大会（4年に1回）の個人メダリスト * 1～3の何れかに該当する者。
10段	100個撃ちのうち 100点	125個撃ちのうち 125点		過去において抜群の成績を上げた者でも、現役の選手における委員会の推薦は五段までとする。
9段	99点	123点		本部審査会においては初段より受験でき、四段以上六段までは一年に二段の昇段受験ができる。
8段	98点	122点		七段以上は年一段の昇段受験しかできない。当該年に二段目の昇段の際は、100個撃ち審査に2回合格しなければ昇段合格と見なさない。
7段	97点	121点		但し、1大会で2回の受験ができるものとする。また、昇段は初段より各一段毎とする。
6段	96点	120点		
5段	95点	118点		
4段	94点	117点		
3段	93点	116点		
2段	92点	115点		
初段	91～90点	112点	¥10,000	
1級	89～85点		¥5,000	
2級	84～80点		¥3,000	
3級	79～75点		¥3,000	
4級	74～70点		¥3,000	
5級	69～65点		¥2,000	
6級	64～60点		¥2,000	

なお、2回目の二段目の昇段試験が2度の大会にまたがっても、差支えないものとする。本部公式大会において強化委員会が推薦し出場した選手は、段級位を受験することができる。

(五段推薦選考の基準と範囲)

オリンピック代表選手、全日本選手権保持者、国体の個人優勝者、本部派遣の国際大会における個人優勝者（資格を得てから60日以内に申請するものとする。）

過去において3A10年以上の獲得者（資格を得てから次年度以内に申請するものとする。）

## ランニング・ターゲット段級位

段級位	LB : 40発	SL : 40発	SB : 60発	AR : 60発	受験料	登録料
10段	370点		585点	580点	2,000円	10,000円
9段	360点		580点	575点	2,000円	10,000円
8段	350点		575点	570点	2,000円	10,000円
7段	340点		570点	565点	2,000円	10,000円
6段	330点		565点	560点	2,000円	10,000円
5段	320点		560点	550点	2,000円	10,000円
4段	310点		550点	540点	2,000円	10,000円
3段	300点	240点	530点	520点	2,000円	10,000円
2段	285点	220点	520点	500点	2,000円	10,000円
初段	270点	200点	500点	480点	2,000円	10,000円
1級	255点	180点	480点	450点	2,000円	5,000円
2級	240点	160点	460点	420点	2,000円	3,000円
3級	220点	140点	440点	400点	2,000円	3,000円
4級	200点	120点	420点	380点	2,000円	2,000円
5級	180点	100点	400点	350点	2,000円	2,000円

### ★射撃方法

LB40 (センターファイアライフル)

初段以上 スロー20+ファスト20

1級以下 スロー20+スロー20

SL40 (スラッグ)

初段以上 スロー20+ファスト20

1級以下 スロー20+スロー20

SB60 (リムファイアライフル)

スロー30+ファスト30

AR60 (エアーライフル)

スロー30+スロー30

### ★備考

スラッグ銃のみJCTSAルールで検定